

企 画 案 募 集

次のとおり公告します。
平成 30 年 6 月 14 日

国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館
契約担当者 総支配人 山本 隆広

- 1 件 名 国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館
客室VODシステムレンタル契約
- 2 契約期間 平成 30 年 8 月 1 日から平成 35 年 7 月 31 日まで (60 ヲ月)
- 3 スケジュール
 - (1) 平成 30年 6月 25日(月) 第一次提出書類締切り
 - (2) 平成 30年 6月 28日(木) 14:00~ 説明会
 - (3) 平成 30年 7月 2日(月) 第二次提出書類締切り
 - (4) 平成 30年 7月 6日(金) プレゼンテーション(選考対象と認められた者のみ)
 - (5) 平成 30年 7月 13日(金) 選考結果通知
- 4 審査方法
当会が設置する「企画書選定委員会」において、応募提案の企画内容、過去の実績等を総合的に審査、評価した上で決定します。
- 5 留意事項
 - (1) 企画案参加に当たっては、秘密保持誓約書の提出が必要となります。
 - (2) 一企業一提案となります。また、提出書類の返却は行いません。
 - (3) 応募に係る費用は、応募者の負担となります。
 - (4) 提出書類に不備があった場合には、受付不可とすることがあります。
また、提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
 - (5) 審査は非公開とし、審査結果に係る質問及び異議については受け付けません。
 - (6) 別添 客室VODシステムレンタル契約(企画書募集要項)を熟読の上、応募すること。
- 6 企画書募集要項(参加申込書等を含む)の請求及び本件に係る照会等連絡先
〒860-0001 熊本市中央区千葉城町 3-31
国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館
総務課 担当: 後藤(昭)、後藤(秀)
電話: 096-355-0121 (代表) (内線 214)

国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館
客室VODシステムレンタル契約
(企画書募集要項)

平成 30 年 6 月
国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館

1. 募集の趣旨

(1) 目的

KKRホテル熊本の宿泊を充実したものにすべくVODシステムを提供する受託事業者を企画提案方式により募集します。

(2) 施設の概要

国家公務員等の福利厚生事業の一環として、国家公務員共済組合連合会が運営しているグループ34施設の基幹ホテルであり、宿泊から婚礼までの総合サービスを提供しています。

(3) 募集業務の概要

KKRホテル熊本客室におけるVODシステムのレンタル契約

2. 参加者の資格等

(1) 参加者の資格

- ① 現在KKRホテル熊本客室で使用しているテレビ(パナソニックアクトビラ54台)に対応したシステムで現行システムと同等もしくはシステムを上回る提案ができる者であること。(事前実地調査可)
- ② 以下の事項に該当しない者であること。
 - 1) 当該契約を締結する能力を有しない者
 - 2) 破産者で復権を得ていない者
- ③ 平成28・29・30年度 国家公務員共済組合連合会熊本共済会館競争参加資格 エ 役務の提供の「A・B・C・D」いずれかの等級に格付けされた者、または平成28・29・30年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」の「A・B・C・D」いずれかの等級に格付けされた者であること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- ⑤ 下記4. に基づく参加申し込みがあった者で、かつ、下記5. で開催する説明会に出席した者であること。

3. スケジュール

今回の募集は以下のスケジュールに従って進めることを予定しております。

各項目については、本書4.以降で説明いたします。

なお、諸般の事情により当方の判断で日程を変更する場合がありますが、その際には参加者にお知らせいたします。

本書における項目番号	項目	時期	備考
4	第一次提出書類提出期限	平成30年6月25日(月)17時迄	郵送可
5	説明会(検討用資料配付)	平成30年6月28日(木)14時	
6	第二次提出書類提出期限	平成30年7月2日(月)17時迄	郵送可
7	プレゼンテーション	平成30年7月6日(金)	
8	結果通知	平成30年7月13日(金)まで	

4. 第一次提出書類等

参加を希望される方は、次の書類を提出してください。

(1) 第一次提出書類

- ①【当会指定様式】参加申込書（様式1）
 - ②【当会指定様式】秘密保持誓約書（様式2）
 - ③【当会指定様式】暴力団排除に関する誓約書（様式3）
 - ④ 資格審査結果通知書（写）※これから資格審査を受ける者は「熊本共済会館競争参加資格登録申請書」書類でも可とする。
 - ⑤ 直近3か年の導入施設との契約実績（契約書写し又はパンフレット）
- ※①②③の書類については、本募集要項と一緒に添付しております。

(2) 第一次提出書類の提出方法等

封書の表に「第一次提出書類在中」と記入のうえ、書留郵便又は持参にて提出してください。

提出期限 平成30年6月25日（月）17:00 必着

5. 説明会の開催

第一次提出書類を提出した参加者に対して、提案書作成に当たっての留意事項等についての説明会を開催し、検討用資料を配付いたします。ただし、提出した書類に不備のあった参加者は当方から通知のうえ出席を取りやめて頂くことがあります。

日 時： 平成30年6月28日（木）14:00～

場 所： KKRホテル熊本 3階「立田・花岡」

※説明会への出席人数については、1社2名以内とします。

6. 第二次提出書類等

(1) 第二次提出書類の提出先・提出方法

1) 第一次提出書類提出先・提出方法と同じです。

提案書4部（※A4サイズ）

なお、封書の表に「第二次提出書類在中」と記入願います。

提出期限 平成30年7月2日（月）17:00 必着 ※郵送可

また、参加者から提出された提案書等につきましては返却いたしません。

2) 提案書の提出後は、記載内容の変更を認めないものとします。

※内容が異なる二つ以上の提案書を提出することはできません。

（二つ以上の提案書の提出があった場合には、全ての提案書を無効といたします。）

(2) 提案書の内容・作成要項

提案書には、以下の内容を必ず含めてください。

- ・システム概要、機器明細 ・ホテル負担設備等 ・ホテルインフォメーション
- ・多言語化 ・Wi-Fi ・保守業務内容 ・システム障害対応
- ・契約月額（見積書でも可）

(3) その他

提案書の作成にあたり現場調査、ヒアリングを希望する者は、事前に連絡をとりホテルの営業に支障のないよう行うこと。

7. プレゼンテーション

第二次提出書類受領後、当方が選考対象と認めた提案書の提出があった参加者は、プレゼンテーションを実施していただきます。

（1社30分以内（別途質疑応答15分程度）

平成30年7月6日（金）KKRホテル熊本内で実施いたします。

なお、プレゼンテーションの時間等については、別途ご連絡いたします。

8. 選考結果通知等

(1) 審査

当会が設置する「企画書選定委員会」が、企画内容、実績等を総合的に審査、評価した上で決定します。

また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもあります。

なお、審査は非公開とし審査結果に係る質問及び異議については受け付けません。

(2) 結果通知

提案審査委員会における選考結果については、文書で通知します。

9. 契約について

選考の結果、契約予定者と提案書等を基に契約条件を調整するものとします。

なお、契約金額等については提案書等の内容を勘案して決定するものとし、提案者の提示した見積金額等と一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約を締結しない場合があります。

10. その他

本要領書に記載なき事項に疑義が生じた場合は、両方で協議して決定するものとします。

【本件担当、連絡先、】【第一次提出書類、第二次提出書類提出先】

〒860-0001 熊本市中央区千葉城町 3-31

国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館

総務課 担当：後藤(昭)、後藤(秀)

電話：096-355-0121 (代表) (内線 214)

F A X：096-359-2690 E-mail：kkrsoumu@kkr-hotel-kumamoto.com

(様式1)

平成 年 月 日

参加申込書

国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館 御中

「国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館 客室VODシステムレンタル契約」の候補先としてここに応募します。

参加希望者の名称等

所在地：

商号又は名称：

代表者名：

㊞

担当者の連絡先

氏 名	
所属・役職	
住 所	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail	

(様式 2)

秘密保持誓約書

_____ (以下、「甲」という)は、国家公務員共済組合連合会熊本共済会館(以下「乙」という)が、国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館客室VODシステムレンタル契約 (以下、「本件業務」という)の募集に関して、受託候補先として応募を検討するにあたり、連合会が甲に開示する資料その他秘密情報の取り扱いについて、次のとおり誓約いたします(以下、「本誓約」という)。

(秘密情報の定義)

第1条 本誓約の対象となる情報は、本件業務の検討のために乙から甲に対して文書又は口頭で開示される、財務状況その他経営全般に関する情報、それに関連する情報及び本誓約の存在が含まれるものとします(以下、「秘密情報」という)。

(秘密情報の取り扱い)

第2条 甲は秘密情報を本件業務の検討のためにのみ使用し、他の目的のためには使用いたしません(以下、かかる義務を「目的外使用禁止義務」という)。

2 甲は乙から開示された秘密情報につき、その秘密を嚴重に保持し、乙の書面による事前の承認がない限り、これをいかなる第三者にも開示いたしません(以下、かかる義務を「守秘義務」という)。

3 前二項にかかわらず、甲が次の各号に該当することを証明し得る情報は、守秘義務及び目的外使用禁止義務を負いません。

- (1) 乙から開示を受けた時点で既に公知となっている情報、若しくは開示後、甲の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- (2) 乙から開示を受けた時点で甲が既に保有しており、その秘密保持、使用目的等について如何なる制約も受けていない情報
- (3) 甲が正当な権限を有する第三者から、秘密保持、使用目的等に関して何らの制約を受けることなく、適法に入手した情報
- (4) 甲が乙から開示された秘密情報を参照したり、若しくはこれを依拠したりすることなく、独自に収集若しくは形成した情報

(秘密情報の返却等)

第3条 甲又は乙が本件業務の選定を中止する旨の意思表示を行ったとき、若しくは乙が甲に秘密情報の返却を求めたとき、甲は、直ちに秘密情報を乙に返還します。

(法令等に基づく開示)

第4条 甲が乙から開示された秘密情報の全部又は一部に関して、強制力を伴う法令、規則に基づく開示を要求された場合には、甲は本誓約の義務に違反することなく、当該秘密情報を当該法令・規則若しくは命令に従い合理的な範囲内で開示若しくは提出し得るものとします。ただし、乙が秘密情報の開示

若しくは提出の範囲を制限するための適切な措置が取れるように甲は、乙に対して、当該開示、提出等の前に時間的余裕をもって書面にて事前通知を行います。

(損害賠償)

第5条 甲が本誓約に違反し乙に損害を及ぼしたとき、甲は、乙の被った損害について賠償いたします。ただし、最終的に甲に故意又は重過失がなかったと判断された場合にはこの限りではありません。

2 損害賠償請求権は、損失等の発生の日から3年以内に行使しなければ消滅することに乙が同意されることを前提に本誓約を差し入れます。この条項は、本誓約が終了後も有効とさせていただきます。

(有効期間)

第6条 本誓約は乙から本件業務の協議を打ち切る旨記載した書面を甲が受領した時点(以下、「情報提供終了時点」という)までに、乙から開示された全ての秘密情報に適用されます。

2 本誓約は第5条及び第8条の規定を除き、情報提供終了時点から起算して1年間が経過した時点まで効力を有するものとさせていただきます。

3 前二項にかかわらず、本件業務について乙と甲の間で業務委託契約が締結された結果、その契約上規定された乙と甲の間の守秘義務規定が優先するものとし、本誓約の該当条項は無効とさせていただきます。

(別途協議)

第7条 本誓約に定めのない事項、又は本誓約に定める事項に疑義が生じた場合には、乙と甲の協議の上、その都度解決するものとし、

(管轄裁判所)

第8条 本誓約の各条項は、日本国の法律に準拠するものとし、前条にて解決できない本誓約に関連して生じる一切の紛争は、熊本地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに乙が同意しているものと、甲は理解しております。

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者名

印

(様式 3)

暴力団排除に関する誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、貴会が必要な場合には、警察当局に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が貴会と行う他の契約における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当するものではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団による不当な行為等の防止等に関する法律(平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

平成 年 月 日

国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館 殿

所在地 _____

社 名 _____

(ふりがな)

代表者氏名 _____

Ⓔ

生年月日 _____